株式会社フェニックスに対する買取決定について

平成 16 年 10 月 5 日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、平成 16 年 8 月 30 日に、株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行っておりましたが、本日、法第 25 条第 1 項に規定する買取決定を行いました。

*「買取決定」とは、必要な関係金融機関と機構との間で、
① 関係金融機関から機構への時価での債権の売却、
② 関係金融機関における金融支援（債権放棄を行い残債を引続き保有したりすること）
のいずれかについての合意が整い、対象事業者の事業再生計画を予定どおり進められることが確実になった時点で機構が行う決定です。

１．対象事業者の氏名又は名称
株式会社フェニックス

２．買取決定に係る金額等

・対象事業者の債権の元本総額	12,799 百万円（A）
・買取り（上記①）に係る債権の元本額	4,020 百万円（B）
・関係金融機関等において金融支援（上記②）等が行われる債権の元本額	8,779 百万円（A－B）

*上記の額は、実際の買取実行までの間に変更があり得ます。

３．金融支援額
8,430 百万円
*支援決定時点からの変更はありません。

４．今後の予定
速やかに、スポンサーのオリックス株式会社支配下の会社（以下「新会社」という。）に対し、対象事業者の営業（一部を除く）を会社分割により承継させるべく手続に着手し、本年 12 月頃までに、かかる会社分割及び金融支援等を完了させる予定です。

５．主務大臣の意見
意見なし

６．一般の債権の取扱い

今般の買取決定は、上述のとおり、関係金融機関等と機構との間の合意が整ったということを意味するものであり、関係金融機関等に係るもの以外の一般の債権については何ら影響を及ぼすものではありません。

【お問合せ先】

〒100-0005　東京都千代田区丸の内 3-3-1　新東京ビル９階
株式会社産業再生機構　　企画調整室
電話番号　　03-6212-6437